

社会保険労務士を対象に「労働保険年度更新」及び「改正労基法」に係る説明会を開催しました

～鹿嶋労働基準監督署～

令和6年5月23日



▲挨拶を行う矢鳥署長



▲改正労基法について説明する柳澤監督官(左)

▲年度更新について説明する高島労災課長(右)

鹿嶋労働基準監督署（署長 矢鳥進介）では、令和6年5月23日、管内の社会保険労務士（茨城県社会保険労務士会水戸支部鹿行ブロック所属）を対象に、令和6年6月3日（月）から受付が開始される令和6年度労働保険年度更新に係る留意事項及び本年4月1日より施行されている。

- ①建設業、自動車運転者、医師に係る時間外休日労働上限規制（36協定の記載方法を中心に）
- ②労働条件の明示に係るルール変更（就業場所・業務の変更範囲の書面明示）
- ③裁量労働制の見直し（専門業務型、企画業務型）

など改正労基法に係る留意点等について、説明会を開催しました。

令和6年度年度更新の申告期間は令和6年6月3日（月）から7月10日（水）となりますので、ご準備をよろしくお願ひします。なお、7月9日と7月10日の2日間、当署におきまして、申告書の受理相談会を実施しますのでお気軽にご利用ください。

また、改正労基法やその他労働に関するご相談、お問合せも随時受け付けておりますので、お気軽にお声がけください。

【連絡先】鹿嶋労働基準監督署

電話：0299-83-8461